

事件に強い警察確立のための栃木県警察総合対策委員会設置要綱の制定について
(例規通達)

平成元年 6 月 28 日
査定一第 10 号ほか
栃木県警察本部長通達

本通達は、近時、各種事件が広域化、国際化を一段と強め、かつ悪質巧妙化、複雑化を増すなどの情勢に対応する有力な施策を推進するための基本方針を定め、その方針に沿った具体的かつ効果的な改善方策を総合的に検討してその推進を図るため、事件に強い警察確立のための栃木県総合対策委員会の設置を定めたもの。